

## 当事者分析成績採用申請書（C-5570）

### <申請書上段>

- 1 「**新規・更新・変更**」の箇所は、該当する部分を○で囲む。
- 2 「**〇〇税関**」には、輸出入貨物等が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関官署が所属する税関（以下この項において「**蔵置官署**」という。）が所属する税関の名称を記載する。
- 3 「（ ）**経由**」には、当該申請に係る貨物の蔵置官署が支署又は出張所である場合に、当該支署又は出張所の名称を記載する。
- 4 申請者の「**住所**」及び「**氏名又は名称**」には、当該申請者が法人の支社、支店、工場等である場合に、その所在地及び名称又は責任者の氏名を記載する。

### <申請書中段>

#### （一般的事項）

新規、更新、変更のいずれかの申請においても全ての欄に記載し、変更の申請の場合には、変更が生じた事項に下線を付す。

#### （各欄の記載事項）

- (1) 欄：申請に係る貨物の輸出入申告書等を提出しようとする税関官署（以下この項において「**申告官署**」という。）の名称を記載する。ただし、申告官署の追加又は削除に係る変更の申請の場合には、当該追加又は削除しようとする申告官署の名称のみを記載し、（追加）又は（削除）と付記する。なお、申告官署が蔵置官署と異なる場合にはその旨を記載する。
- (2) 欄：申請に係る貨物の輸出入申告書等の分析の成績による審査を希望する申請書等の書類（例：輸入申告書、輸出申告書、積戻し申告書、保税作業終了届）を記載し、減免還付に関するもの場合には、その根拠法令名及びその条項（例えば、関税率法第13条第1項による免税）を付記する。
- (3) 欄：申請に係る分析の成績による関税等の賦課（軽減、免除、払戻し及び還付を含む。以下(4)欄において同じ。）を希望する貨物の品名（例えば、粗糖、重油、マニオカでん粉）を記載する。
- (4) 欄：申請に係る分析の成績により関税等の賦課が行われる場合に必要とされる分析項目（例えば、糖度、比重、水分）を記載する。
- (5) 欄：(4)欄に掲げる分析項目の分析方法を記載するものとし、当該分析方法がJIS（日本産業規格）、日本薬局方又は関税中央分析所若しくは国税庁において定められているものであるときは、当該分析方法の名称（例えば、JIS K 2249-4「原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法」、関税中央分析所が定める税関分析法No. 101「砂糖の糖度測定法」）のみを記載し、その他の分析方法であるときは、別紙に分析方法の名称、使用する試薬及び器具、試料の調製、分析操作その他当

該分析方法に係る事項をJIS又は関税中央分析所が定める税関分析法と同程度の詳細さをもって記載し、(5)欄は別紙のとおり」と記載する。

- (6) 欄：申請に係る分析を行う施設の所在地、電話番号及び名称を記載する。
- (7) 欄：申請に係る分析の責任者の職名（分析室長、試験課長等直接当該分析を実施する部署の長の職名をいう。）及び氏名を記載する。
- (8) 欄：分析成績書の様式を添付する場合には、「別紙のとおり」と記載する。
- (9) 欄：上記各欄に記載した事項についての補足説明等のほか、更新又は変更の申請の場合には、新規又は最近の更新の申請に係る承認番号（当該新規又は最近の更新の申請に係る承認の日以降に変更の承認を受けている場合には、当該変更の申請に係る承認番号を含む。）を記載する。

関税法基本通達 67-3-20 の(2)のイの(ホ)の規定により、保税工場等の責任者の名をもってこの申請を行う場合には、蔵入れ、移入れ若しくは総保入れ又は輸入の委託先の名称（委託先が複数の場合には列記する。）及び委託事項を、例えば、

「輸入：〇〇商事株式会社〇〇支店

△△貿易株式会社△△支店」のように記載する。

- (10) 欄：税関が、申請に係る分析を行う際の留意事項（例えば、分析操作上の注意事項、分析成績の表示方法）、申請書の記載に関する指示事項、分析成績書の様式に関する指示事項その他の参考事項を記載する。